

豊川市拠点地区都市機能立地促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市立地適正化計画（平成29年2月21日策定）に規定する都市機能誘導区域（以下「誘導区域」という。）内における都市機能の集約を図り、もって都市の質を高め持続的に発展可能なまちづくりを推進するため、誘導区域内で豊川市立地適正化計画に規定する誘導施設その他都市機能の増進に資する施設（以下「誘導施設等」という。）を運営する者に対し市の予算の範囲内で交付する豊川市拠点地区都市機能立地促進事業費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成30年1月2日以降に誘導区域内において新たに誘導施設等を自ら運営する者であること。ただし、3親等以内の親族又は自己と資本関係のある事業者から建物及び土地を取得し、又は賃借して運営する者を除く。
- (2) 当該誘導施設等を10年以上運営する意思を有する者であること。
- (3) 市税等を滞納していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないこと。

(補助の対象となる建物及び土地)

第3条 補助金の交付の対象となる建物は、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表1に掲げる誘導施設等であること。
- (2) 補助対象者が所有し、又は賃借する建物であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合していること。

2 補助金の交付の対象となる土地は、補助対象者が所有又は賃借し、前項の

要件を満たす建物が建築されている土地（当該建物が建築されている土地が複数筆にわたる場合を含む。）であること。ただし、建物が建築されていない土地であっても、補助対象者が所有又は賃借し、同一敷地として認められる場合は、対象とするものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、本市又は国、他の地方公共団体の同種の補助金等の交付を受けた又は受けることとなる建物及び土地については、補助金の交付の対象としない。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額、補助の対象範囲、補助期間等は、別表2のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする各年度の3月31日までに、豊川市拠点地区都市機能立地促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 誘導施設等の開設を明らかにする書類（許可証、指定通知書、届出書の写し等）

(3) 建物及び土地の概要を明らかにする書類（平面図等）

(4) 建物及び土地の補助対象経費を明らかにする書類（固定資産税・都市計画税課税明細書の写し、土地売買契約書の写し、建物建設工事契約書の写し、賃貸借契約書の写し等）

(5) 市税等を滞納していないことを明らかにする書類（滞納のない証明書等）

(6) 豊川市拠点地区都市機能立地促進事業費補助金に係る事業運営継続誓約書（様式第2号）

(7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、豊川市拠点地区都市機能立地促進事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付す

ことができる。

(交付の請求)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が指定する日までに豊川市拠点地区都市機能立地促進事業費補助金交付請求書(様式第4号)に補助金に係る固定資産税、建物整備費、土地取得費又は賃貸借料の納付が明らかになる書類（領収書の写し等）を添付して市長に提出しなければならない。

2 補助金の実績報告は、前項の請求書の提出をもってこれに代えるものとする。

(交付の決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 補助金の交付を受けた日から起算して10年未満に、誘導区域外へ移転したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(3) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

(権利の承継)

第9条 交付決定者が死亡した場合において、その相続人の代表者であって当該誘導施設等で事業を継続する者その他市長が認める者は、市長の承認を得ることによりその権利を承継することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

誘導施設等	内 容
医療施設	医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 に定める施設
通所・訪問系高齢者施設	老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 2 の事業(老人短期入所事業を除く。)を行う施設
通所・訪問系障害者福祉施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条の事業(施設入所支援を除く。)を行う施設
通所・訪問系障害児福祉施設	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 2 の 2 第 2 項から第 7 項までに定める事業を行う施設
保育所・幼稚園等	(1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に定める施設 (2) 児童福祉法第 39 条第 1 項に定める施設 (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に定める施設 (4) 児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等のうち家庭的保育事業及び事業所内保育事業を除く施設
大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項に定める施設(店舗面積の合計が 1,000 m ² 以上のもの)

別表 2 (第 4 条関係)

項目	区分	補助金額	対象範囲等	補助期間
建物に係る補助	建物を所有し、当該建物の固定資産税が課せられる場合	補助金の交付を受けようとする年度の建物に係る固定資産税相当額	当該建物のうち誘導施設等の用に供する部分	事業を開始した年度以降で、当該補助金の交付を初めて受けた年度から起算して3年度までとする。
	建物を所有し、当該建物の固定資産税が課せられない場合	建物整備費の3%相当額		事業を開始した年度の翌年度又は平成31年度のいずれか遅い年度以降で、当該補助金の交付を初めて受けた年度から起算して3年度までとする。
	建物を賃借する場合	補助金の交付を受けようとする年度の賃借額の3ヶ月分相当額		
土地に係る補助	土地を所有し、当該土地の固定資産税が課せられる場合	補助金の交付を受けようとする年度の土地に係る固定資産税相当額	建物が建築されている土地(複数筆にわたる場合はそれぞれの面積の合計とする。)のうち誘導施設等の用に供する部分	当該土地に係る補助とあわせて交付を受ける建物に係る補助期間と同様とする。
	土地を所有し、当該土地の固定資産税が課せられない場合	土地取得費の3%相当額		
	土地を賃借する場合	補助金の交付を受けようとする年度の賃借額の3ヶ月分相当額		

注

※ 建物に係る補助金額及び土地に係る補助金額の合計額は、1年度当たり1,000,000円を上限とする。

※ 当該補助金の交付を受ける者が、2種類以上の誘導施設等について補助金を申請する場合、同一の建物及び土地に係る補助金を重複して申請することはできない。

様式第1号（第5条関係）

豊川市拠点地区都市機能立地促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

豊川市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

（法人にあつては、その所在地、
名称、代表者氏名及び電話）

下記のとおり豊川市拠点地区都市機能立地促進事業費補助金を交付してください。

記

交付申請額 ※1		① + ② 円
事業開始年月日		年 月 日
建物	所在地	
	家屋番号	
	申請額 ※2	円 ①
土地	所在地	
	申請額 ※3	円 ②
誘導施設等の種類	<input type="checkbox"/> 医療施設 （種類： <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 診療所）	
	<input type="checkbox"/> 通所・訪問系高齢者施設 （事業種類： <input type="checkbox"/> 老人居宅介護等事業 <input type="checkbox"/> 老人デイサービス事業 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護事業 <input type="checkbox"/> 認知症対応型老人共同生活援助事業 <input type="checkbox"/> 複合型サービス福祉事業）	
	<input type="checkbox"/> 通所・訪問系障害者福祉施設 （事業種類： <input type="checkbox"/> 居宅介護 <input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護 <input type="checkbox"/> 行動援護 <input type="checkbox"/> 療養介護 <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援 <input type="checkbox"/> 自立訓練 <input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労継続支援 <input type="checkbox"/> 就労定着支援 <input type="checkbox"/> 自立生活援助 <input type="checkbox"/> 共同生活援助 <input type="checkbox"/> 相談支援）	
	<input type="checkbox"/> 通所・訪問系障害児福祉施設 （事業種類： <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援 <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス <input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援 <input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援 <input type="checkbox"/> 障害児相談支援）	
	<input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園等 （事業種類： <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業）	
	<input type="checkbox"/> 大規模小売店舗（1,000㎡以上）	

添付書類

- 1 位置図
- 2 誘導施設等の開設を明らかにする書類（許可証、指定通知書、届出書の写し等）
- 3 建物及び土地の概要を明らかにする書類（平面図等）
- 4 建物及び土地の補助対象経費を明らかにする書類（固定資産税・都市計画税課税明細書の写し、土地売買契約書の写し、建物建設工事契約書の写し、賃貸借契約書の写し等）
- 5 市税等を滞納していないことを明らかにする書類（滞納のない証明書等）
- 6 豊川市拠点地区都市機能立地促進事業費補助金に係る事業運営継続誓約書（様式第2号）
- 7 その他市長が必要と認める書類（申請額の計算方法等）

※1 交付申請額は、1,000,000円を上限とする。

※2 併用建物の場合は、次の計算式で算出した金額を記載すること。

当該建物に係る要綱別表2に規定する補助金額×事業の用に供する床面積／当該建物の合計床面積（小数点以下切上げ）

※3 併用建物に係る土地の場合は、次の計算式で算出した金額を記載すること。

当該土地に係る要綱別表2に規定する補助金額×事業の用に供する面積／当該土地の総面積（小数点以下切上げ）

様式第2号（第5条関係）

豊川市拠点地区都市機能立地促進事業費補助金に係る事業運営継続誓約書
年 月 日

豊川市長 殿

住 所

氏 名

電 話

（法人にあっては、その所在地、
名称、代表者氏名及び電話）

私は、豊川市拠点地区都市機能立地促進事業費補助金の交付の申請をするにあたり、当該誘導施設等を10年以上運営すること及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）ではないことを、誓約いたします。

様式第3号（第6条関係）

豊川市拠点地区都市機能立地促進事業費補助金交付決定通知書

指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のありました豊川市拠点地区都市
機能立地促進事業費補助金について、下記のとおり交付します。

年 月 日

豊川市長 氏 名

記

交付決定額 円

交付の条件

- 1 当該誘導施設等を10年以上運営すること。
- 2 当該誘導施設等に係る建物を10年未満に、誘導区域外へ移転しないこと。

様式第4号（第7条関係）

豊川市拠点地区都市機能立地促進事業費補助金交付請求書

年 月 日

豊川市長 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定のあった補助金について、下記のとおり請求します。

記

金

円

下記口座に振り込んで下さい。

金融機関名	銀行 信用金庫 組合	本店 支店
預金の種類	普 通 ・ 当 座	
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		

添付書類

納付が明らかになる書類（領収証書の写し等）